

沖繩型グローバル産業人材育成事業
【補助金交付要綱】

沖繩県

沖繩県商工労働部産業政策課

(通則)

第1条 沖縄型グローバル産業人材育成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成24年4月19日府政沖第149号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、海外展開に積極的な県内企業等のグローバル人材育成に要する経費に対して補助することにより、県内企業の海外展開等を牽引する国際性と専門性を有する人材の育成を図ることを目的とする。

(補助金の対象、経費及び補助率)

第3条 沖縄県知事(以下「知事」という。)は、海外展開に積極的な県内企業等がグローバル人材育成を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は別に定める経費区分を上限とする。

3 補助金の合計額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の開始日から起算して14日前までに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の区分間における、交付決定額の総額の2割以内の変更

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第4号)により、知事に報告を行い、その指示を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る成果等について報告すること。

(産業財産権に関する届出)

第7条 補助事業者は、補助事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ書(様式第6号)を知事に速やかに提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは速やかに遂行状況報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現

地調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付の決定内容(第6条に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定を受けた者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部又は一部を取り消しもしくは変更することができる。

- (1)補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2)補助事業者が、補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3)補助事業者が、補助事業実施中に不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4)交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部もしくは一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第11条第3項を準用する。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、原則として第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第12号)を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条に定める報告書に取得財産等管理明細表(様式第12-2号)を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関わる収益納付)

第17条 補助事業者は補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、当該補助事業に基づく産業財産権を取得した場合、その産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第19条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。

- 2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(事業実施の委託)

第20条 本事業に係る問い合わせへの対応並びに申請書及び報告書等の受付に係る業務は、沖縄型グローバル産業人材育成事業受託事業者(以下「受託事業者」という。)に委託するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者は、本事業に係る問い合わせがある場合は、受託事業者に問い合わせを行うものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者は、本事業に係る申請書及び報告書等について受託事業者を経由し知事に提出するものとする。

(雑則)

第21条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率
<p>沖縄型グローバル産業人材育成研修 (補助事業者が、海外展開を目的に、 専門的な人材を育成するために行 う研修をいう。)</p>	<p>沖縄県内に本社を有する企業等又は団体</p>	<p>交通費、宿泊費、講師謝金、会 場使用料、通訳料、リース料</p>	<p>8 / 10 以内</p>